別記第６号様式（第１３条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可第４－５号
令和４年８月９日

住　所　河東郡鹿追町鹿追北５線２番地２３
氏　名　有限会社　健勝重建
　　　　代表取締役　相澤　政則　様

鹿追町長　喜　井　知　己

令和４年８月２日付をもって申請のあった一般廃棄物処理業について、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第１３条第１項の規定に基づき、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・最終処分の別	収集・運搬
	取扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木・流木）、スキ取り物（ボサ）、伐根物、生ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ（事業系含む）、大型ごみ、資源ごみ
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北５線２番地２３ 有限会社　健勝重建
許可期間		令和４年８月１５日～令和６年８月１４日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		鹿追町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	・木くず・スキ取り物・伐根物 　有限会社　健勝重建 中間処理施設 ・生ごみ　環境保全センター ・燃やすごみ、燃やさないごみ　事業系一般廃棄物一時保管場所又は、くりりんセンター ・大型ごみ　くりりんセンター ・資源ごみ　鹿追町廃棄物再生利用施設
	その他	交通法規を遵守し、又地域住民生活の支障をきたすことのないよう努めること